

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 3 号 >

平成28年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成28年7月13日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成28年 7 月 13 日 水曜日
開 会 午前10時 1 分
散 会 午後 2 時30分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 2 号議案 沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 2 乙第 7 号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 3 請願第 4 号、陳情第 45 号の 2、第 49 号、第 52 号、第 54 号、第 62 号及び第 77 号
- 4 本委員会の所管事務調査事項について（追加議題）
- 5 閉会中継続審査・調査について
- 6 視察調査日程について（追加議題）

出 席 委 員

委 員 長	山 内 末 子 さん
副 委 員 長	瀬 長 美 佐 雄 君
委 員	西 銘 啓 史 郎 君
委 員	山 川 典 二 君
委 員	砂 川 利 勝 君
委 員	島 袋 大 君

委	員	大	城	一	馬	君
委	員	新	里	米	吉	君
委	員	親	川		敬	君
委	員	玉	城	武	光	君
委	員	金	城		勉	君
委	員	大	城	憲	幸	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農	林	水	産	部	長	島	尻	勝	広	君
営	農	支	援	課	長	竹ノ	内	昭	一	君
糖	業	農	産	課	長	屋	宜	宣	由	君
水		産	課	長	新	里	勝	也	君	
漁	港	漁	場	課	長	島	袋		均	君
商	工	労	働	部	長	屋	比	久	盛	敏
文	化	観	光	ス	ポ	ー	ツ	部	長	前
										田
										光
										幸
										君
										照
										喜
										名
										一
										君
										前
										原
										正
										人
										君
										糸
										数
										勝
										君
										茂
										太
										強
										君
										瑞
										慶
										覧
										康
										博
										君
										川
										上
										睦
										子
										さん
										ウ
										チ
										ナ
										ン
										チ
										ュ
										大
										会
										事
										務
										局
										長
										警
										察
										本
										部
										交
										通
										指
										導
										課
										長
										大
										城
										吉
										孝
										君

○山内末子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第2号議案、乙第7号議案、請願第4号、陳情第45号の2外5件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として商工労働部長、農林水産部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

休憩いたします。

(休憩中に、農林水産部長から就任挨拶があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

まず初めに、乙第7号議案車両損傷事故に関する和解等についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 それでは、平成28年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その2）一議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書7ページをお開きください。

乙第7号議案車両損傷事故に関する和解等についてであります。

本議案を提出する理由は、車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

それでは議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料により説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

議案の概要といたしましては、

平成28年4月2日午後3時10分ごろ、池間漁港の臨港道路に設置されたグレーチング上を車両が通行したところ、当該グレーチングの受け枠部分が老朽化し、一部変形していたため、変形したグレーチングと接触した当該車両前面のバンパーを損傷させた。

本件事故について、グレーチングに係る県の管理に瑕疵があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金等の額として、損害額2万2740円を松永康裕に支払うことを内容とする和解をする必要があるとなっております。

以上で、議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 伊良部漁港でもこんな事故があったのではないかと。伊良部漁港でも前にありましたよね。皆さん、これはそういう点検みたいなものはやっていないのか。

○島袋均漁港漁場課長 漁港の管理につきましては、通常管理をこの利用している漁業協同組合、今回の場合は池間漁港を利用している池間漁業協同組合に管理委託しているところです。その委託内容としては、漁港内の月1回の巡回と年2回の清掃作業を委託しておりまして、今回の物損事故が生じた施設につきましても巡回対象施設になっていたところです。今回の事故につきましては、グレーチング—道路側溝の網状の鉄製のふたですけれども、その下の受け枠部分が老朽化しているということで、通常の見視では老朽化を判断できなかったということで、今回の事故に至ったということで想定しております。

○砂川利勝委員 多分、伊良部漁港も同じような事故だったのですよね。やはりそういうことが起こり得るといことは、その任せてあるところも含めて出先機関もありますので、行くと何かが壊れているとか、別のこともいろいろ言われるのですよ、漁業者からも。多分また起こり得ることですので再度—そういう大きな事故にならないければ一番いいのですけれども、それが発生するおそれもあるので、再度こういう点検というものは実施したほうがいいと思います。

○島袋均漁港漁場課長 今現在、管理を所管している県の出先機関は、北部農林水産振興センター、宮古農林水産振興センター、八重山農林水産振興センターと中部農林土木事務所、南部農林土木事務所、5出先機関でございますが、今回の事故を受けまして、改めて巡回と点検を行うことや、異常がある箇所については立入禁止措置を行う。また、補修の必要がある箇所については予算措置をするよう通知を行っておりまして、現時点では異常箇所の報告は出ておりません。また、通常管理につきましても、定期的に行うよう指導していると

ころでございます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 確認ですが、これは県有地の中ですか。それともう一つは、この川崎市の松永さんという方は観光客ですか。地元に住んでいる方ですか。

○島袋均漁港漁場課長 今回の事故の箇所は漁港の中ということで、通常の道路とは違いまして漁港漁場法でいう漁港の基本施設の臨港道路の中です。県有地でございます。また、今回の請求者の方は、住民票は神奈川県川崎市でございますが、現在宮古島市に長期滞在しております。車検証等を確認したところ現住所は宮古島市となっているところです。

○山川典二委員 この方は、なぜそこにいたのですか。

○島袋均漁港漁場課長 これも聞いた情報ですが、宮古島が好きで長期滞在しているということで、宮古島の観光をしているところで現場にいたということで聞いております。

○山川典二委員 そうではなくて、例えば釣りが目的とか、なぜそのときに遭遇したのですかということを知りたいのですが。

○島袋均漁港漁場課長 その辺の現場に行った詳しい事情は、ちょっと確認しておりません。

○山川典二委員 その確認もしないで、こんな賠償金が出せるのか。

○島袋均漁港漁場課長 今回は、県管理漁港の漁港施設のそういった点検に瑕疵等があったということで、議案に上げて和解をするというような事案です。

○山川典二委員 そうでしたら、例えば車対車ですと専決処分ということがありますよね。車対例えば物であるとか、車対人の場合は専決処分にならないのか。それから、これは保険が多分適用されていると思うのですが、その保険の内容を簡単でいいので説明をお願いします。

○島袋均漁港漁場課長 ただいま委員から御質疑がありました専決事項につきましては、聞いたところによりますと、自動車対自動車の軽易な事故について専決事項になるということで、今回、県の公の施設の管理に瑕疵があったということで、専決事項には当たらないと判断して上げているところでございます。また、保険につきましては、現在保険を掛けていません。九州各県を調べたところ、約半数近くは保険を掛けているというような情報が入っていますので、今後、次年度に向けて、その辺の保険についても検討していきたいと考えています。

○山川典二委員 さっきの専決処分事項にするのかしないのかという判断の部分、もう少し明確にする必要があるでしょうし、瑕疵がある・ないとかあるでしょうし、それから保険はぜひ前向きに入っておかないと、さっきの伊良部漁港の話もありますし、これからますます観光客の皆さんを初め人がいっぱい来ますので、もちろん本来の管理をしっかりやるのは当たり前ですが、何が起こるかわからないという不測の事態に対応するために、やはり保険はしっかりと入るように御検討ください。

○島袋均漁港漁場課長 次年度に向けて、その辺の保険の見積もりなど資料を収集して、検討していきたいと考えています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします
休憩いたします。

(休憩中に、委員長から委員会における請願及び陳情審査の進め方について確認が行われた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の陳情第45号の2外1件の審査を行います。
ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、新規陳情2件でございます。

それでは、陳情2件について御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページをお開きください。

陳情第45号の2平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、陳情者は沖縄県離島振興協議会会長外間守吉外1人。要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1、鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業で総合的に推進しているところであります。

具体的には、①、市町村協議会等が主体となった銃器・捕獲箱による有害鳥獣捕獲、②、鳥獣類の捕獲活動に対する市町村への捕獲頭数に応じた助成などを実施しております。

県としましては、今後とも市町村、JA等の関係機関と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

2、県においては、不妊虫放飼と寄主植物除去により、久米島と津堅島のイモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶事業を実施してまいりました。平成25年には、久米島のアリモドキゾウムシの根絶を達成したところであります。また、津堅島の両ゾウムシについても生息密度が大幅に低下しております。

現在、根絶を効果的に進めるために、低コスト人工飼料の開発、両ゾウムシの大量増殖技術の確立や有効なモニタリング技術等の開発に取り組んでいるところであります。県としましては、津堅島、久米島でのゾウムシ類の根絶防除を行った後、防除地域を拡大し、関係機関と連携して根絶防除を進めていく考えであります。

3、伊江村のミースィ・唐小堀地区については、水利施設整備事業の平成29年度採択に向けて関係機関と調整しているところであります。また、真謝・真西地区についても、かんがい施設を整備するための事業の早期採択に向けて、伊江村と連携して地元調整を進めているところであります。加えて、農地保全整備事業及び農業基盤整備促進事業については、平成29年度採択に向けて要望地区の事業内容を確認しているところであります。県としましては、伊江村と

連携し、農業農村整備事業を計画的に推進してまいります。

5、伊平屋村のライスセンターは昭和55年度沖縄農業構造改善緊急対策事業により整備され、その後、昭和62年度と平成5年度に増改築されており、事業費の総額は3億6768万4000円、処理能力は1148トンとなっております。新たな施設等の設置については、補助事業の採択要件等を踏まえて検討する必要性があり、今後、村、JA等関係機関と調整を行っていきたいと考えております。

6、伊是名村のライスセンターは昭和50年度沖縄農林漁業構造改善緊急対策事業により整備されており、事業費は7181万1000円、処理能力は470トンとなっております。新たな施設等の設置については、補助事業の採択要件等を踏まえて検討する必要性があり、今後、村、JA等関係機関と調整を行っていきたいと考えております。

7、久米島の海洋深層水研究所の取水規模は、1日当たり最大で1万3000トンであり、現在の利用状況は、最大取水量に対し約7割での運用となっております。取水した海洋深層水の利用については、水産・農業分野の研究開発、企業譲渡による水産業、工業、温浴施設利用、また、平成25年度から海洋温度差発電実証施設で利用されております。新たな取水管・給水設備の増設につきましては、海洋深層水利用に関する需要や市場性及び事業採算性を総合的に検討した上で判断する必要があると考えております。

8、南大東村では、基幹作物であるサトウキビを中心にカボチャなどが栽培されており、サトウキビの輪作体系を推進しています。県としましては、農畜産物集出荷貯蔵施設の整備について補助事業の採択要件等を踏まえた上で、南大東村や関係機関等と検討していきたいと考えております。

9、国営施設応急対策事業宮古地区は、平成29年度採択に向けて、国においては、年内の事業計画書策定をめどに取り組んでいると聞いております。県としましては、平成28年5月11日に宮古島市長からの宮古地区施設応急対策事業の実施に係る申出書を受け、平成28年5月16日付で事業申出書を国に提出したところであり、今後も事業の円滑な着手が図られるよう、宮古島市、宮古土地改良区と連携して事業の早期導入を国に働きかけてまいります。

10、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター沖縄農場は、サトウキビの優良な種苗の生産及び普及を促進するため、沖縄県知事の要請を受けて農林水産省沖縄さとうきび原原種農場として昭和53年に設立されております。宮古島市への種苗管理センター分室の誘致については、要請の趣旨等について、種苗管理センターに説明してまいります。

11、県では、宮古地域においてチャーター便やクルーズ船の入港数が急激に増加し、口蹄疫などの悪性伝染病の侵入が危惧されることから、平成28年3月

に、宮古空港及び平良港を家畜伝染病予防法に基づく動物検疫上の指定港として早期に指定するよう、農林水産省へ要請を行ったところであります。国においては、水際防疫の徹底を図るため、ポスターやリーフレットの配布・設置により訪日外国人旅行者に対する事前周知を強化するとともに、靴底消毒の実施と家畜防疫官による定期巡回指導を行っております。

また、平成28年5月に県、動物検疫所、税関、宮古島市等関係機関による海外クルーズ船就航に伴う特定家畜伝染病防止対策会議を開催し、関係機関と連携した水際防疫対策の強化を図っているところであります。

12、多良間村の一部の農地は土層が薄いため、農地整備事業の区画整理地区内の土壌のみで十分な土層を確保することが困難な場合があります。県としましては、多良間村の農地整備において土層を確保できる手法として、今後、多良間村で農地整備を予定している全ての地区の土層を調査して、土層の厚い地区から薄い地区へ客土する方法など、その可能性を調査検討してまいります。

13、補助事業で整備した貯水池の管理については、法令等に基づき事業実施主体の多良間村が、必要に応じて修繕、改築等を適切に行うこととなっております。貯水池の改善については、一定の要件を満たすことで農業農村整備事業を活用して水源整備の一環として取り組める可能性があります。現在、多良間村において国が水源整備のための調査を行っているため、貯水池の改善のための事業導入に当たっては、水源整備の考え方について国と調整する必要があります。県としましては、当該貯水池の改善について、多良間村及び国と連携して適切に対応してまいります。

15、日台漁業取り決めによる影響を緩和し、漁業経営の安定化を図ることを目的として設置された沖縄漁業基金について、県は漁業関係団体とともに平成28年2月に政府に対し、平成29年度以降も継続的な予算措置を講じるとともに、制度の運用等を改善することを要請したところであります。沖縄漁業基金事業のうち、外国漁船操業等調査・監視事業については、宮古、八重山及び久米島周辺海域で操業する漁業者は、より長期間の監視活動が可能となっております。

また、平成28年度からは、日台漁業取り決めの影響を受ける調査の範囲を拡大し、さらなる調査・監視体制の強化を図っております。県としましては、今後とも沖縄漁業基金事業が効果的に活用できるよう漁業関係団体と連携し、国に求めてまいります。

16、与那国町のかんがい用水の確保については、過去に国が行った調査において、地下ダムの建設が検討されております。その調査結果を踏まえ、国営かんがい排水事業の導入が検討されましたが、幾つかの課題があり、採択に至らなかったと聞いております。県としましては、これまでの経緯を踏まえ、課題

の解決に向けて町と連携して取り組むとともに、引き続き農業生産基盤の整備に努めてまいります。

17、県では、違法操業を行う外国漁船の取り締まり体制強化について、漁業関係団体とともに継続して国等に要請しているところであります。また、久部良漁港の整備については、水産庁の漁業取締船の利用実態等、整備に必要な調査を進めるとともに、国や町等関係機関と連携し事業化の可能性を検討してまいります。

18、沖縄県内漁港における放置艇対策については、平成27年7月に沖縄県県管理漁港放置艇5カ年計画を策定し、所有者が確定している廃船については個人財産であることから、所有者の責務において処分を指導し、所有者が不明または死亡した放置艇は処理能力等を確認の上、管理者である県が処理することとしています。また、離島からの運搬費用については、各離島から沖縄本島、宮古島、石垣島までの運搬費助成について、関係機関と連携を図りながら検討していきたいと考えております。

8ページをお開きください。

陳情第49号今期サトウキビの低糖度に対する支援を求める陳情、陳情者は八重山市町議会議長会会長知念辰憲。要旨につきましては省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

9ページをお開きください。

1、平成27・28年期の八重山地区のサトウキビ生産状況は、収穫面積1998ヘクタール、生産量10万5058トン、対前年比0.7%の微増となっております。しかしながら、相次ぐ台風、長雨等の影響を強く受けた石垣市などの一部離島地域では、生産量の減少、品質の低下を招いております。このため生産者においては、トン当たり農家手取り額の減少、春植え、株出し管理のおくれが生じております。県としましては、関係機関と連携し、来期の生産量に影響が生じないようさとうきび増産基金等を活用し、干ばつ対策、病虫害対策、優良種苗の確保等の実施に取り組んでいるところであります。

2、製糖事業者への支援については、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄県糖業振興対策事業において、干ばつ、台風等の気象災害等による原料処理量の減少や原料の品質劣化等により製造コストが上昇した場合に、製造コストの一部を助成することとしております。

以上が、農林水産部の陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 離島・過疎地域振興に関する要望事項という冊子がたしかあったと思うのですが、私もちょっと目を通しましたが、その要望事項はすごい数があったと思うのですよ。今回のこの新規というのは、その中から抜粋してこれを上げてきたという理解でよろしいですか。

○島尻勝広農林水産部長 農林水産部が所管する陳情案件を抜粋して、こちらのほうに処理概要を説明しているところでございます。

○西銘啓史郎委員 その要望事項の中の農林水産部に関するものは、全て上がっているという理解でよろしいですか。

○島尻勝広農林水産部長 はい。

○西銘啓史郎委員 ちょっと全体を通しての話ですが、要望に対して回答が推進している、検討してまいりますというようにあるのですが、一般質問のときにも私は申しあげましたけれども、期限とか、どこまでとかというのはなかなか提示しにくいですか。

○島尻勝広農林水産部長 処理概要については、今御説明したところですが、市町村レベル、ないしは担当レベルについては事務処理は進めてもらっているのですが、こちらに上げてくる場合にちょっと厳しい内容であるとか、そういうことであれば検討ということになるかもしれないけれども、今回上げてきてもらったものについては、大方事務処理させてもらっているような状況かと考えております。

○西銘啓史郎委員 新規とあるが、基本的には2度お願いしている中身はないという理解でよろしいですか。継続要望というか。

○島尻勝広農林水産部長 陳情者から今回上げてきたものが新規ということになっているかと思うのですけれども、これまでも同じような内容も幾つか上がってはいますけれども、ただ、改めてこちらに上げてきたものが新規ということで記載されているかと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第45号の2の6ページ、日台漁業取り決めに係る沖縄漁業基金事業について、補助率や算定基準等に関する緩和などを八重山の漁業従事者に最大限配慮して見直すことです。これは現在、100億円基金の中でどれくらい処理されていますか。

○新里勝也水産課長 当該沖縄漁業基金につきましては、平成25年度の国の補正予算で措置されまして、国から県内に住所があります公益財団法人沖縄県漁業振興基金に100億円が交付されているところでございます。平成26年度から事業を執行していきまして、事業費でいきますと平成26年度、平成27年度で約32億円執行されていきまして、残り68億円となっているところでございます。

○砂川利勝委員 68億円で、これは今年度と来年度で終わりですか。

○新里勝也水産課長 この事業が3カ年計画という位置づけはされていまして、今年度でとりあえず3カ年は終わる予定です。ただ、残り68億円を平成28年度で執行するのは困難と考えていまして、ことしの2月に当該基金の平成29年度以降の継続と予算の確保ということで要請していきまして、今、事務方で平成29年度以降の手続について調整しているところでございます。

○砂川利勝委員 その見通しはどうか。

○新里勝也水産課長 2月の要請の際の森山農林水産大臣のコメントとしまして、沖縄漁業基金については、沖縄県漁業者の不安がなくなるよう事務方で詰めていきたいというコメントがございました。あわせて外務省では外務大臣政務官から、沖縄漁業基金に関しては水産庁と連携して取り組んでいきたいということで、平成29年度以降も引き続き使えるように事務方で進めていくという

コメントをいただいているところです。

○砂川利勝委員 この基金は68億円、ことし、来年、再来年でなくなるかこれはわかりませんが、こういう基金の将来展望—またそういうのを要求していくのか、その辺の考え方を聞かせてください。

○新里勝也水産課長 この基金の設置の趣旨としまして、日台漁業取り決めによってマイナスの影響を受ける沖縄県の漁業者の安全・安心の操業の確保と、漁業経営の安定ということで基金は設置されておりますので、この日台漁業取り決めの影響がある間はこの基金はきちんと確保されて、沖縄県の漁業者が安心して操業できるようにするという位置づけられておりますので、その影響がある間は基金としては継続されていくものだということで認識しています。

○砂川利勝委員 台湾船との絡みとかいろいろあって、現在でもいろいろ漁業者に聞くと、トラブルはまだあるという話をよくマグロ船から聞いてはいるのですが、その交渉も含めて今後の展開はどうなのか。

○新里勝也水産課長 ことしの3月に日本側と台湾側との交渉の中で操業ルールの議論もされていますけれども、結果、前の年の操業ルールと同じ内容で今期4月から始まっておりますけれども、今期も操業していくということになっていまして、日本側が求めていた日本漁船が有利に操業できる水域の拡大というものが残念ながら確保されていません。3月の合意の中で、双方合わせて漁業者代表、政府関係者も入れた専門会議を設置して、できるだけ早い時期に議論、協議を進めていくという位置づけになっていますので、今、県内の漁業者と—今期の7月までクロマグロの時期がございまして、今期の操業状況の取りまとめをしまして、その評価をした上で来年のシーズンに向けて台湾側と議論していこうということで今、準備をしているところです。

○砂川利勝委員 ぜひそれはしっかり話し合いをして、解決に向けて沖縄の漁業者が有利になるように進めてもらいたいのが1つです。それと今、これは使い勝手が悪いとかいろいろ言われていますよね。その中で今、労働者不足で外国人の受け入れをしながら、特にマグロ船などはやっているのですよ。ただ、宿泊施設がないという問題が今度は出てきているのです。日本の若い人が船に乗っていくというのがなかなか見つからなくて、とりあえず確保しなければい

けないということで外国の方に来ていただいてやっているのです。それでそういう宿泊施設もこういう基金からつくれるのかつけれないのか。別かもしれませんが、これだけ大量に予算があるので、何らかの筋道をつけてそういう対策もとらないと労働者不足を解消するのが難しいと思うのですけれども、どうですか。

○新里勝也水産課長 特にマグロはえ縄漁船で外国人研修制度を活用したインドネシアからの研修生が入ってきていまして、その辺が課題ということは承知しています。この日台漁業基金事業の中での機器整備等はメニューとしてあります。この中で冷蔵庫とか、そういうものも一部執行していますけれども、宿泊施設といういわゆる箱物までは、現在基金のメニューには載っていないので、それについては今後、漁業団体と議論する中で必要性等について相談しながら、必要であれば国とまた協議をしていくことになろうかと思えます。

○砂川利勝委員 多分機器整備とか監視体制がほとんどですよ。ただ、これだけの金額、莫大な金額を使うというのは大変無理があるのかと。それも1年ではできない、だから延長しますよと。要するに使い勝手の—こういうこともあるよと、それは漁業者の所得を上げるという当初の目的もありますよね。安心・安全操業、そして所得を向上させる。そこの理屈づけでそういうことがもしできるのであれば、交渉の余地があるのではないかと思うので、ぜひまた一考していただいて、対応できればそういう対応でお願いしたいと思えます。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 引き続き、これは衛星電話、衛星無線は全部つけさせたのですか。

○新里勝也水産課長 電話と無線は別の機械ですけど、無線については県の沖縄振興一括交付金—一括交付金を活用したソフト事業で、無線の設置を今、マグロ船とソデイカ漁船には対応していまして、今年度で5カ年事業が終わる中で、ほとんどが設置が終わるところです。衛星電話につきましては、この基金事業でメニューの一部になっていますけれども、リースのような形になるので、あと電話料は個人負担になるのでその辺でメニューとしてはありますけれども、少しずつ設置、やり始めているような状況です。

○島袋大委員　まさしく衛星無線は一括交付金で一僕の地元も直接国と交渉してやりましたから。結局、100億円の沖縄漁業基金だったら使い勝手が悪いということで、一括交付金が実際使われている状況だと思うのですが、衛星電話も装備して、結局これだけの基金をどう使うかの議論になりますから、安心・安全の操業もろもろ、監視業務だけではなくて実際に自分たちに起こった場合のリスクを考えたら、衛星電話も含めて設置するべきだと思うのですが、この辺はいかがですか。漁民の皆さんからの意見はどう出ていますか。

○新里勝也水産課長　時系列でいいますと、県で今実施しています無線機の設置事業は平成24年度から今年度まで5カ年で先行してスタートして、ほぼ整備は終わっているところです。無線プラス個別の家への電話とか、そういうものもあって船舶電話の要望も上がってきたものですから、それについてこの基金のメニューに入れ込む際に、当初入っていなかったものですから、市町村版の一括交付金でやった市町村もございます。その後、この基金でもメニューとして追加してもらって衛星電話を入れているところもございますけれども、やはり使い勝手が悪いというのは、漁協を通してリースになったりですとか、あるいは電話料は個人負担とかいろいろありまして、現在優先順位をつけて、まず安全を確保するために船舶電話よりは衝突予防装置—AIS、そういうものを優先してメニューとして執行はしていると聞いています。

○島袋大委員　そういう安全対策を含めての整備も重要です。これは早急にやらないといけない。一番の重要な点だと思いますけれども、この基金のメニューの中身です。これだけ莫大な金額ですから利息も果実も生み出していると思いますけれども、そういった形で離島航路に関しても物を運ぶというのも大変苦勞していますよね。魚類含めてです。だから基金のメニューの中身です。かなり縛りがきいていると思うのですが、我々もいろいろ視察しましたけれども、ナノバブルとか製氷機、ああいった鮮度を保つような設備投資もこの基金を活用したら、本当に与那国島でも300キログラムのカジキをぶつ切りにして送るよりは、ナノバブルを使えばそのまま1本で送ることもできるものですから、そういったものも基金のメニューで使えることはできないですか。その辺はどうなっていますか。

○新里勝也水産課長　基金のメニューに流通加工関係事業の目詰まり解消事業というものがございます。これは県産水産物を消費拡大なり、県外・海外展開

するに当たって必要な取り組み、消費拡大対策、あるいはそれに必要な機器整備もメニューの中にございまして、これは漁協、あるいは民間企業がマグロ、そういうものを取り扱うための冷蔵庫ですとか、そういう鮮度保持の関係の機械についてはメニューの対象になっていまして、何件か執行されているというように聞いております。

○島袋大委員 まさしく今おっしゃるように、そういったものを含めて各登録している漁民の皆さん、あるいは組合の皆さんがいろいろ提案主義で、こういった形で基金を使えませんかという形で提出されたら、県としてはその辺はノーではなくて窓口として一応受け入れて、こういった形でも活用できますよとか、これは難しいですねという判断は指導できるのですよね。

○新里勝也水産課長 この事業については県を経由していなくて、国から直接団体に交付されているということで、県がどのようにかかわっていくかというところですが、当該公益法人は県が指導する当然の責務がございますし、役員も派遣していますので。この事業に関して言うと、検討委員会というものがございます。その中の委員として私が参加して、その中で業者からの要望をこの委員会の中で検討して、これはぜひ必要だからということで国に要望を上げていこうということで整理して、団体から水産庁に上げていくというやり方で改善しているような経緯がございます。

○島袋大委員 まさしくそうでありましたら、ぜひとも各離島を含めての漁民、組合の皆さん方からそういった要請・要望が来た場合に、簡単にノーではなくていろいろと御助言をいただきながら、いいようなシステムをつくるような形で、せつかくこれだけの100億円基金があるのですから、その辺、ひとつ連携できるような形でお願いしたいと思っています。

○新里勝也水産課長 県に否定する権限はございませんので、県は常に団体の意見を聞いて、それを一緒に国に求めていくというスタンスで取り組んでいまして、年に何回か国に対して要望も上げているところでございますので、今後改善に向けて県も一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今の関連ですけれども、今、島袋委員との議論で少し見えてきたのですけれども、この100億円基金の経過がわからなかったものですから、考え方だけちょっとお願いしたいのですけれども、今の議論を聞いて一番気になったのは、3年で100億円を漁民のために使いなさいという話をしたけれども、もう68億円という金額を平成28年度で執行するのは無理だということで国に今、延長をお願いしているということですが、その辺で、県は直接はタッチしてなくて委員として入っていますという議論がありました。県の指導力が問われていると思うのですよ、リーダーシップが。その辺で往々にしてあることで使い勝手が悪いと。予算を組んでもらったけれども使い勝手が悪いということはあるのでしょうかけれども、今回3年で予定通り消化できない、使い切れないという部分というのは、その使い勝手が悪い以外にも何か特別な事情があったのですか。

○新里勝也水産課長 少し経緯を説明させていただきたいと思います。この基金について、平成25年4月に沖縄の漁業者の意向を無視して、台湾側に海域を譲った形で取り決めが合意されております。それを受けて県としても、漁業団体と一緒に国にこの状況をきちんと改善してくださいということ等々を要請していました。県議会としましては、平成25年9月議会でこの基金の設置について意見書が議決されています。それも踏まえまして、県として漁業団体とともに平成25年10月に国に基金の設置を要請しています。これを受けまして国としましては、平成25年度の経済対策の中の一つとして平成26年2月に補正予算で措置しまして、同2月に公益財団法人沖縄漁業振興基金に100億円が交付されているところです。平成26年度から執行しているところでございますけれども、この間、県としましては、漁業団体と一緒に国に日台漁業取り決めへの対策ということで強く求めてきたところです。やはり措置されましても100億円というのは非常に大きい金額でございますので、3年では当初から厳しいという見込みはございました。なおかつ9割以上がこの調査・監視事業に充てられていますので、その事業自体もやはり使い勝手が悪いということがございまして、調査日数の拡大やその影響を受ける水域の拡大を求めてきていまして、平成27年度に調査日数を拡大しましたので、今年度からも調査の範囲、特に影響を強く受けるところをより拡大してもらって改善しているところです。県としましては、漁業団体とともに国に対して求めていくように今後も対応していきたいと考えています。

○大城憲幸委員 さまざまな事情はあるのでしょうかけれども、ただ、やはり単

純にというか今の説明を聞いても、やはり国と県の関係の中で、これだけ沖縄から要望があって、漁民が大変な思いをしているからみんな考えてちょうだいと。それに応えて3年で100億円という莫大な予算をつけてくれたわけです。でも、3年でできませんでしたという話になるわけです。やはりその辺に関しては、使い勝手が悪いことについては、現場の声を聞いて3年間の中で当然大きく改善していくのは県のリーダーシップであるでしょうし、今後、この3年を踏まえて、また3年で使い切れなかったから単純に延長だけでは国と県の関係としてどうなのかという疑問が残るのですけれども、今後のこの基金に対する県の考え方、あるいはこの3年の一二年半の反省を簡単をお願いします。

○新里勝也水産課長 平成29年度以降もこの基金を活用できるようにしてくれということは2月に申し入れをしたところですが、それを具体的に平成29年度1年間延ばせばいいのか、あるいは100億円から目減りした分、また100億円に戻してあと3年間やってくれということにするのかについては、今、事務方と議論してまして、これは平成28年度の執行状況一どのくらい平成28年度で執行して残が幾らくらいだから、では積み増ししよう、あるいは1年だけ延長しようということになるのかどうかについては今、業界団体と一緒に水産庁の事務方と詰めてまして、平成29年度の概算要求の作業も始まっていますので、その中で詰めて、ではこういう対応でよろしいかという国の提案がございましたら業界団体と相談して、ではこれはこうしてくれということで県としても積極的に国との交渉にはかかわってきていますし、今後とも積極的にかかわっていくスタンスです。

○大城憲幸委員 今あったように、もうすぐ8月ですから、平成29年度の概算要求が始まりますので、そういう意味で現時点で県として、今、話を聞いて、具体的にこれまでの反省を踏まえてこうするというものが見えてこないものですから、ちょっと不安を感じるころですので、その辺ちょっと早急に内部で議論を詰めるべきかなと感じますので、お願いします。要望です。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城武光委員。

○玉城武光委員 鳥獣類の捕獲頭数に応じて助成するということですが、具体的に教えていただきたい。

○竹ノ内昭一営農支援課長 捕獲頭数に応じた助成、具体的には捕獲したその一羽一羽、あるいは一頭一頭に対して買い取りを行っております。具体的な例を申し上げますと、カラスですと1羽につき千円、財源の内訳としましては県が2分の1、市町村が2分の1という形で、これでもってよりその捕獲を促すというのですか、そういう形で被害防止、特に鳥類の被害防止に取り組んでいるところです。

○玉城武光委員 大体どれくらいの実績が上がっているのですか。

○竹ノ内昭一営農支援課長 陳情内容が本島北部地区という形でしたので今、北部地区の数字しか手元にございませぬけれども。平成27年度—これはまだ速報値という形になりますけれども、カラスで1万6269羽、キジが662羽、クジャクが321羽、合計1万7252羽の鳥類を捕獲したという実績になっています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 陳情第49号今期サトウキビの低糖度に対する支援を求める陳情の件について質疑させていただきます。この記事項の中に、さとうきび増産基金事業の件がありますけれども、これについて御説明いただけますか。

○屋宜宣由糖業農産課長 セーフティーネット基金についてですけれども、サトウキビの生産回復・増産支援対策として平成26年度まで設置されたさとうきび増産基金について、台風・干ばつ等の気象災害、病虫害発生等に対応するためのセーフティネット基金として継続して措置され、平成27年4月から運用されているものです。予算の規模としては約7億円となっております。事業期間が平成30年度末までとなっております。

○金城勉委員 これは、平成27年度から平成30年度までの間で7億円の基金で、具体的にはどういう事業を予定していますか。

○屋宜宣由糖業農産課長 平成27年度につきましては、総事業費で4億1300万円でした。事業内容としては、昨年4月30日付で県全域にメイチュウ類の被害発生注意報が発せられました。その際の県内各地区における防除薬の購入費助成。2点目が南・北大東島において台風第12号、石垣島において台風第15号

による被害、この被害率が10%を超えたということで、採苗圃の設置等の苗の確保の対策、堆肥の助成による次期作への対策の助成を実施しております。3点目が干ばつでしたけれども、南・北大東島と多良間島では要件は満たしたのですが、その時点で水がなかったということがあって、その際の発動はされておられません。

○金城勉委員 農業をよく知らないのですが教えていただきたいのですが、沖縄県の基幹作物と言われているサトウキビ、ピーク時と今日とではかなり生産高が減少していると聞いているのですけれども、その辺の数字的な推移を教えてくださいませんか。

○屋宜宣由糖業農産課長 復帰以降の数字でいいますと、平成元年・2年期のころが最も生産量が多かったころでございます。そのときの生産量でいいますと178万トンとなっております。直近の昨年度の平成27年・28年期は75万4000トンとなっております。

○金城勉委員 このように激減といってもいいのでしょうか。沖縄県の基幹作物と言われているサトウキビ産業、これは県としてはどういう方向で、どういうところに持って行って、どういう数字の目標を掲げて取り組みをしていこうという考えですか。

○島尻勝広農林水産部長 サトウキビについては、復帰後ずっと基幹作物として地域で栽培されております。その中で、沖縄県としても園芸等の収益性の高い品目については構造的に改善してきているところでありますけれども、沖縄本島については今回製糖工場も統廃合されましたが、離島地域については引き続き基幹作物としての重要性は変わらないと理解しておりますので、その辺の地域での代替作物が可能であれば、園芸作物等の収益性の高いものに構造的にかえていくという方向性でいいと思うのですけれども、ただ、南・北大東島あるいは離島における一輸送コスト、価格の変動等によって農家にとって厳しい状況があるところについては、引き続き基幹作物というように認識しておりますので、この辺については各含蜜糖地域の製糖工場も確実に整備してきておりますので、この辺の見きわめをして農業振興についてはやっていきたいと思っています。今、国とのさとうきび増産プロジェクト計画の中では90万トンを目指しているのです、その辺を含めて、地域ごとの生産実態を含めて振興できるものについては振興していきたい。また収益性の高い園芸品目等を含めて、

あるいは畜産等含めて特徴のあるものについてはそれぞれまた展開してもいいのかなと考えておりますので、地域ごとにその辺は進めていきたいと考えております。

○**金城勉委員** ということは、トータルとして沖縄県全体の農業の中のサトウキビをまた再興しようという考え方ではなくて、その地域の特徴に見合った形での生き残りというか、あるいは守るというのか、そういう形で90万トンを目指すという考え方ですか。

○**島尻勝広農林水産部長** 国と県で一緒につくっていますきとうきび増産プロジェクト計画については、製糖工場単位あるいは島単位というような形でつくっておりますし、また地域の営農実態もそれぞれ違うところはあるかと思いますので、製糖工場、サトウキビの生産計画と合わせながら地域の営農体系を含めて一その辺は並行になるかと思うのですけれども、例えば沖縄本島はサトウキビは推進しませんということではなくて、甘味資源からの自給率を高めるという国の一つのスタンスもありますので、この辺を見きわめながら収益性の高い品目だけにとということではなく、地域の生産実態に合わせて今言ったように90万トンは維持していきたい、あるいは目標にしていきたいと考えております。

○**金城勉委員** その際に農業従事者の高齢化が進んでいるという声も聞くのですが、このサトウキビ生産農家については、90万トンを目指すに当たっての従事者の年齢構成あるいは人数、その辺の見通し、現状はどうですか。

○**島尻勝広農林水産部長** サトウキビについては土地利用型作物で、非常に規模を大きくしないと収益性が厳しいというものもあります。その中で、例えば沖縄本島であれば、新規就農者の中では花卉や園芸作物に新規就農者が多いというところがあるのですけれども、一部宮古島市の中ではまだサトウキビに新規就農者として入ってくる方もいらっしゃるので、そういう地域の特徴の中での新規就農の育成の仕方があるのではないかという気はします。ただ土地利用型なので、ある程度の面積を要する中で新規就農の中での農地の確保というものは非常に厳しい現実があるものですから、その辺を含めて将来的には個別経営も含めて生産法人と、あるいはその生産法人の出資の中での改善も含めて新たな生産法人の育成も含めて、JA等の所管する含蜜糖地域についても新たな生産法人の育成等も含めて検討していきたいと思っております。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情45号の2平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情、FRP廃船の廃棄処理が円滑に推進できるよう運搬費や処理費用を助成することについて伺いますが、県内の漁港におきます放置艇対策について、去年、沖縄県管理漁港放置艇5カ年計画というものが策定されておりますが、きょう現在でいいのですけれども、放置艇の数の把握、確認をされているのであればその数。そして耐用年数等を含めて、5カ年計画をつくっているわけでありますから、5カ年間の中で処理する計画の放置艇見込みがあれば教えてください。

○島袋均漁港漁場課長 放置艇の現状についてということで、今年度—平成28年6月時点に実態調査を行っております。県管理漁港で28港ございまして、そこで317隻の放置艇を確認しているところでございます。ちなみに市町村管理漁港59港では360隻の放置艇を確認しております。県全体、87漁港で放置艇は合計677隻を確認しているところでございます。委員のおっしゃった放置艇の5カ年計画でございますが、平成27年度、昨年度から始まりまして、平成27年度の実績としまして、計画15隻に対しまして自主撤去が18隻、リサイクル及び産廃処理が22隻、合計40隻を平成27年度に処理してございます。

○山川典二委員 例えば今、説明文では沖縄本島の周辺離島、宮古島の周辺離島、石垣島の周辺離島というようにその助成をするということですが、基本的に持ってきたものはその宮古島・石垣島でも処理をするという考え方でいいですか。

○島袋均漁港漁場課長 沖縄本島ではリサイクル処理ができますけれども、宮古島・石垣島については埋設処理ということになります。

○山川典二委員 その運搬費用につきましては一律、例えば平均で幾らくらいかかるのですか。

○島袋均漁港漁場課長 離島によって運搬費がいろいろ変わるものですから、その都度見積もり等をもって費用を確認しています。

○山川典二委員 わかる範囲で、大体1隻当たり幾らくらいか、今わかりませんか。わからなければいいですよ、後で教えてください。

○島袋均漁港漁場課長 済みません、ちょっと手元には準備してございません。

○山川典二委員 では後刻、教えてください。先ほどもう一回確認したかったのは、今年度は677隻あるということだったのですけれども、5カ年計画ですからある程度見込みがあると思うのですよ。例えば古い漁船であるとか耐用年数、そういうものは確認はしていないですか、調査はしていないのですか。つまり、見込みで5カ年で例えば2000隻処理するとか、そういう見込みを立ててやるものではないのか。その辺を教えてください。

○島袋均漁港漁場課長 放置艇5カ年計画でございますが、いろいろ予算の範囲での処分になってくるということで、現在、平成31年度までの5カ年で146隻の放置艇を処理する計画になっております。

○山川典二委員 今年度の放置艇は全部で677隻、市町村港含めてとありますが、その辺はどのように理解すればいいですか。

○島袋均漁港漁場課長 677隻というのは市町村も含めた分でございますが、県管理漁港の計画ということで、5カ年計画で146隻というような計画でございます。

○山川典二委員 ということは、今年度の6月に調査して、県管理で28港317隻放置艇ありますよね。そのうちの自主的に持ち主が処理をするものと、県が処理するものを合わせての数字という理解ですか。

○島袋均漁港漁場課長 基本的に放置艇というものは、所有者が確定しているものは自主的に処理してもらおうと。所有者です。我々としては、所有者が不明のものを優先して処分するという計画になっているわけです。

○山川典二委員 精度の意味でもう一度確認しますが、6月現在で調査したときに28港の県管理漁港で317隻という話が先ほどありましたね、放置艇。そのうち、それは所有者も明確にわかっているものも含まれていると思うのですが、

わかっていないものは何隻あるのですか。

○島袋均漁港漁場課長 所有者が不明もしくは死亡の廃船については107隻、今確認しています。

○山川典二委員 今年度で107隻あって、5カ年で146隻を予定しているというのは、どのように理解すればいいのかと思うのですが。

○島袋均漁港漁場課長 先ほどの5カ年計画で146隻という不明または死亡というものがございまして、去年で実際処分した実績もございしますので、現在では県管理漁港で107隻となっております。

○山川典二委員 去年累積で107隻ということですか。

○島袋均漁港漁場課長 平成28年度現在での隻数ということでございます。

○山川典二委員 ありがとうございます。いずれにせよ、漁港内の安全操業の観点、それから観光的に言えば景観の観点からも、やはり放置艇というものはゼロキャンペーンではないけれども、一切なくすというくらいの気持ちでやっていただきたいと要望します。

○島袋均漁港漁場課長 5カ年計画に基づきまして、今後とも計画的に処分していきたいと考えています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ。その後、商工労働部長から就任挨拶があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部所管の議案につきまして御説明いたします。

今回の議案は、議会配付資料平成28年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の乙第2号議案であります。また、商工労働部のほうで資料1としまして、平成28年第3回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料を参考資料として配付しております。

議案の御説明に当たりましては、平成28年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その2）の2ページに基づき説明いたします。

それでは、乙第2号議案沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、職業能力開発促進法施行規則の改正において、普通職業訓練対象者に義務教育学校の卒業生が新たに追加されたことに伴い、条例においても義務教育学校の卒業生を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から施行する予定であります。

説明は、以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○山内末子委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れ替え。その後、文化観光スポーツ部長から挨拶があった。)

○山内末子委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の請願第4号及び陳情第45号の2外4件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。
前田光幸文化観光スポーツ部長。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料を配付しております。1枚目をめくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、新規請願が1件、新規陳情が5件となっております。

それでは、新規請願1件について、御説明いたします。

請願の経過・処理方針等につきましても、読み上げて説明とさせていただきます。説明資料の1ページをお開きください。

請願第4号ウインタースポーツ育成に関する請願。離島県である本県においては、他県で開催される全国大会等への派遣や合宿の実施等に係る経費が負担となっていることから、県では、スポーツ振興の柱の一つである競技力の向上を図るために、各競技の県代表等に対し国民体育大会等への派遣や他県での合宿等に係る経費の支援を行っております。個別の競技に使用されるユニフォームや用具等に県が助成することについては、他競技との公平性等の観点から困難であると考えております。

次に、新規陳情5件について御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましても、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の2ページをお開きください。

陳情第45号の2平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の貸し切りバスについては、平成28年4月からの新運賃・料金制度への変更により、那覇空港から遠方にあり、走行距離や使用時間が長くなる沖縄本島の北部地域への使用料金が中南部地域に比べて割高になっていると聞いてお

り、県においては、今後、実情の把握に努めることとしております。貸し切りバス及び船運賃への助成については、他地域との均衡等を勘案し、慎重に検討する必要があると考えております。

新石垣空港の海外路線については、県が石垣市等と連携して誘致を行い、平成25年9月に台北、平成28年6月に香港との間で直航便が就航しております。県としましては、引き続き航空会社に対し路線開設等を働きかけるとともに、旅行博への出展、メディア関係者の招聘、航空会社等と連携したプロモーション等を通じてインバウンド客の誘致を推進してまいります。

次に、説明資料の3ページをお開きください。

陳情第52号「世界ウチナーンチュの日」の制定を求める陳情。「世界ウチナーンチュの日」の制定につきましては、沖縄県に対しても同様な意見書が提出されております。世界のウチナーンチュのきずなを深めるという趣旨につきましては、海外の県系人と県民の交流を通じたウチナーネットワークの確立、発展等を目的とした世界のウチナーンチュ大会の開催目的に通じるものがあると考えております。沖縄県としましては、制定の意義や名称、期日などについて、海外の県系人を初め国内・県内のさまざまな方面から意見を聴取し、コンセンサスを得た上で、ことし10月に開催される第6回世界のウチナーンチュ大会の場で制定を宣言できるよう取り組んでまいります。

次に、説明資料の4ページをお開きください。

陳情第54号「しまくとうば教育センター」の設置要請を受け入れた学校教育を行わないよう求める陳情。

1、しまくとうばが言語か方言かについて、国は「言語及び方言の用語はさまざまな意味を有するものであり、一概にお答えすることは困難である」との見解を示しております。県においては、しまくとうばの日に関する条例が制定されたことを踏まえ、県民のしまくとうばに対する理解と関心を深め、次世代へ継承していくため、しまくとうばの普及促進に取り組んでおります。

2、県では平成25年度にしまくとうば普及推進計画を策定し、平成27年度までの3年間で県民への気運醸成を図る期間と位置づけて、県民大会、人材養成講座及びシンポジウムの開催、普及ツールの作成等を行ってまいりました。また、市町村や文化協会等においても、しまくとうば大会、しまくとうば講座及びワークショップの開催やテキストの作成等、さまざまな取り組みが行われております。学校現場においては、しまくとうばに親しみを持たせるため、しまくとうばの日の周知を図るとともに、県が作成した読本・副読本を配付し、総合的な学習の時間等を活用しながら児童生徒がしまくとうばに触れ、学ぶ機会を設けております。平成28年度から3年間は、しまくとうばの普及促進を図る

期間と位置づけ、各地域へ県民運動が波及していくよう、引き続き文化協会や教育委員会等と連携しながら取り組んでまいります。

次に、説明資料の5ページをお開きください。

陳情第62号レンタカーを活用したドライバー委託事業を断固阻止するよう求める陳情。当該レンタカーを活用したドライバー委託事業は、レンタカー利用者にインターネットに登録されたドライバーの情報を提供し、その中から利用者がドライバーを選択し、運転行為を依頼するという事業形態であると聞いております。沖縄総合事務局によりますと、現在、当該事業について道路運送法を所管する国土交通省で適法性等が検討されているとのことであります。県としましては、今後、国がどのような判断等を行うのか、その動向を注視していきたいと考えております。当該事業が違法と判断された場合には、国土交通省において所要の措置が講ぜられると考えますが、沖縄県としても関係機関等と連携し、適切に対応していくこととしております。

最後に、説明資料の6ページをお開きください。

陳情第77号沖縄特例通訳案内士育成研修に関する陳情。

1、沖縄特例通訳案内士育成研修事業においては、語学や沖縄の観光に関する知識、旅程管理等の研修カリキュラムの実施と、研修の習得度を確認する資格認定試験を一連の業務として委託して実施しております。また、試験の公正性を保つため、研修の講師と資格認定試験の試験官の併任は行っておりません。

2、本事業は、沖縄振興特別推進交付金を財源として充てておりますが、同交付金充当分以外の経費については、受益者負担の観点から受講料を設定して充当するほか、一般財源を充当しております。受講料については、県内の観光関連の専門学校とのバランス等を考慮し設定しており、妥当であると考えております。

3、事業者の選定は、委託業務に係る企画提案を公募し、審査委員会の審査を経て、提案者の中から契約相手方を選定する企画競争型随意契約の方式を採用しております。

4、本事業は、県が作成した委託契約の仕様書に基づき実施することとしております。また、県と委託事業者との事業調整会議等において業務上必要な指示を行うなど、適切に執行しております。

5、県では、中国人を含む外国人観光客が急増する中、受け入れ体制を強化するため、観光関連事業者に対し、語学研修等の人材育成事業を実施しております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○山内末子委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べて重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

山川典二委員。

○山川典二委員 まず、1ページの請願第4号ウインタースポーツ育成に関する請願。たまたま私が紹介議員になっていきますので、いきなり他競技との公平性の観点から困難であると考えられますが、担当が沖縄アイスホッケー連盟一連盟とヒヤリングをしたという話も聞いておりますけれども、南国沖縄において、こういうウインタースポーツが出てきたというのは非常にうれしい話ですし、実際、御存じのように、アイススケートリンクを民間業者が経営しているところは県内唯一しかないのです、南風原町にね。そこに営業開始前の朝6時に子供たちが集まって練習したり、あるいは夜の8時、9時以降の営業時間外に琉球大学の学生たちが練習するというようなことで、まず非常に練習場所の確保に苦慮している。そのスケートリンクの使用料も軽減措置はいただいているようですが、それでもルーチンのことですから負担があるという中で、たまたま数年前に日本を代表するアイスホッケーのオリンピック選手の方が、父兄会の皆さんの要望もあって沖縄にいらして教育をする中で、一気に今、九州大会で小学校の低学年が優勝、高学年も僅差で準優勝、それから琉球大学も九州の大学リーグの1部リーグに昇格しているという、非常に効果が出ているわけです。そういう中で、スケートリンクがなかなか練習場所の確保が難しいということと、防具が大変高価なのです。それをずっと前から何年もこうしてお下がりで修繕したりしながら使っている状況の中で、確かに他の競技との公平性を欠くという話はわかるのですが、例えば高校野球であるとか、浦添のハンドボールであるとか、各競技の中でも全国レベル、トップレベルでこうして活躍をしている。県民の夢と希望を子供たちにとという現状があるわけです。いろいろな競技種目の中でも濃淡があると思うのです。その中でもこの沖縄で、ウインタースポーツのアイスホッケーが今、ジュニアを初め九州大会あるいは全国大会に行けるくらいのレベルになっているので、ここは教育というか育成というか、そういう観点からもぜひそれは一律、他の競技と補助金を一例え

年間20万円とか上げている、そういうレベルではなくて、濃淡があるので、育成という観点から私はもう少ししっかりと連盟の皆さんとヒヤリングを、1回だけではなくてお話を聞いていただきたいし、実際そのリンクに行ってこの練習風景を見たら、皆さん感動すると思います。そういう観点からこれはすぐに処理をしてどうのこうのではないかもしれませんが、今後引き続きその辺はぜひ御検討いただいて、困難などとすぐに言わないで、こんな言葉は使わないで、前向きにいろいろな検討をする中で回答を出していくということも必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 他競技との公平性というところを行政としてはお伝えしなければいけないのかなというところで、処理方針を作成させていただいております。県内では県の体育協会に加盟する競技団体が51団体、競技人口が6万9291人です。処理方針にも書き込ませていただきましたように、スポーツ振興の柱の一つである競技力の向上、これをしっかりやっていくということで、これだけの団体を育成強化する上では、離島県である本県の場合にはやはり代表選手、チームが国体であったり、他県での強化試合であったり合宿であったり、そういったところでしっかり一合宿であればあるいは強化試合であれば、いや応なくもまれていく。そして大会であれば競技力向上の成果を試すという、そういった部分に関してしっかり支援していくというところでの取り組みはさせていただいております。アイスホッケーにつきましても委員からもございましたように、私も実はたまたま試合を拝見したことがあります。すごく迫力があって県内でもこれだけのチームがあるのかという、たしか琉球大学の試合だったのですけれどもありました。一方で、例えばそういったチームが代表という形で実際に派遣されている例もあります。これまで県では、特に平成27年度ですが、アイスホッケー連盟に対して国民体育大会派遣と競技団体の強化費、県外チーム招聘による強化費、県民体育大会等で合計830万円余りの支援も行っております。そういう形で、県としては強化に向けた取り組みをやっていることについては御理解をいただきながら、一方で、そういった防具等にお金がかかっていることについては現段階では困難だと考えておりますが、求めがありましたら意見交換なり、あるいは状況についてつぶさに把握は努めていきたいと考えております。

○山川典二委員 いろいろなことがあるとは思いますが、南国沖縄からアイスホッケーが全国一になるとか、オリンピック選手が出るとか痛快ではないですか、これはこれで話題性もありますし、そういう意味では、もちろん51

団体それぞれ目配り、気配りをしなければいけないかもしれませんが、ぜひその辺はいろいろな県のメニューもあるかもしれませんので、担当レベルで連盟との御相談、御指導をいただきたいと思います。ほとんどが父兄の皆さんで素人なのです。ですから、いろいろやり方がわからないということで御相談があって、今回縁があって請願という形をしましたが、ぜひこういう現状も委員の皆さんにも知っていただきたいということもありまして、請願をさせていただきました。引き続きまたよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点。2ページの陳情第45号の2平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の石垣空港国際線ターミナルを有効活用し、インバウンド客の誘致の推進に協力するということですが、現在、石垣空港利用者が100万人を超えたという話がありますが、その中で外国からのインバウンドの数はどれくらいでしょうか。わかりましたら教えてください。

○**系数勝観光振興課長** 平成27年暦年ですが、19万4056人となっております。

○**山川典二委員** これは全体のパーセンテージで何%くらいですか。大ざっぱでいいです。

○**系数勝観光振興課長** 約20%くらいです。

○**山川典二委員** 石垣空港の受け入れ可能観光客数といいますか、そういうものは県である程度の見込みは立てていますか。それと、航空機の離発着回数、マックスはどれくらい想定して、現状はどれくらいあるか。わかれば教えてください。わからなければいいです。

○**系数勝観光振興課長** これは土木建築部からの提供資料ですが、新石垣空港建設における需要予測というものがございます。それによりますと、平成28年度に約224万人と需要予測を立てております。

○**山川典二委員** 離発着の回数などはそちらで今、把握できていますか。

○**系数勝観光振興課長** 大変申しわけありませんが現在、手元に資料がございません。

○**山川典二委員** 資料があるのであれば、後で下さい。

○糸数勝観観光振興課長 この件については、土木建築部が一応所管になっております。

○山川典二委員 何を聞きたいかといいますと、今、台湾・香港など直行便が飛んでいますし、格安航空会社—LCCも韓国やアジアから石垣空港に飛んでくる可能性が非常に大なのです、近いということで。要するに、可能航空路線の誘致というのは非常に重要ですから、これはぜひ引き続き力を入れてやっていただきたいということと同時に、受け入れのインフラ含めてどれくらいの受け入れがマックスであるのか、そういうものは知っておく必要があると思うのです。ですからそれを知りたいということで、では土木建築部と後で調整しますが、もし照会して資料をいただけるならばそれを下さい。そして今後の見込みで、現状でもいいですが、他の航空会社への誘致活動状況はどうか。聞かせてください。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 石垣地区を含めて離島への誘客というものは大変重要だと考えております。今、委員からございました石垣空港ですが、土木建築部が所管、管理している関係で、手元に資料はございませんので後ほど提供させていただきますが、いわゆる空港容量としてはまだ少し余裕があるだろうと見ております。県においては石垣地区、宮古地区なりそういったところに海外からのインバウンド誘客も進めていこうということで、路線開拓を進めるに当たっては大きい取り組みとして、来年3月に沖縄で航空会社と空港会社が路線開発をするための商談会、ルーツアジア2017の開催を誘致しました。これは非常に高い効果が期待できます。過去、例えば去年ですとマニラ、そして雲南省、そういったところで開催されていますが、大体三、四年くらいで便が顕著に発展、効果が見てとれるようなものです。その中でしっかり離島もアピールしていこうと思っています。また、一般社団法人八重山ビジターズビューローに委託をしまして、海外を含めたプロモーションを八重山地区としてもしっかりやりましょうということで、そういった支援等もやっています。そういったことをやることによって、今一具体的な事案というものは調整中という部分もありますので、つまびらかにここでというのは難しいところもありますが、具体的な事案も幾つか出てきているかなと思っていますので、その辺は県としてもフォローしていきたいと思っています。

○山川典二委員 航空路線の拡充というものは非常に重要ですし、今プロモ-

ションという話が出ましたけれども、余談ですが、選挙中に座間味島に行きましたら、古座間味というビーチで300人くらい観光客がいらっしゃいましたけれども、8割はヨーロッパの人なのです。そのうち約7割くらいはフランス人なのです。役場の方にどうしてこうなったのかと聞きましたら、国立公園に指定されたということで、海外の主要観光ビューローでは全部そのように紹介されているわけです。それを見てみんな来ているのです。地中海のカヌカどこかという感じがして、すごいなとびっくりしました。そういう意味で、国立公園化というものは非常に重要なポイントにはなるのでしょうか、もう一つ、セールスプロモーションが非常におもしろいのです。ごらんになったことがありますか。後でぜひ見てください。つまり、ストーリーをつかって、頑固なお父さんが定年して、結婚前の娘が親子と一緒に旅行をしたいということで、沖縄に来るのです。そういうただ観光地を紹介ではなくて、ストーリー性を持たせた形での沖縄観光の誘客をやっていて、これは全部英語です。そういうものがありますので、ぜひその辺は参考にさせていただいて、石垣の一ある意味のフィクションといいますか、いい意味での観光地としての魅力を海外の人に伝達できるように工夫をしていただきたいと思います。いかがでしょう。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 委員から今ございましたプロモーションですが、あれは県で進めております海外向けのブランディング事業Be. Okinawa、そのブランディング事業の中で制作した動画の一つです。沖縄というところが青い海、青い空だけではなくて、文化であったり、人であったり、そういったところから沖縄に来ることによって、ある意味心が解きほぐされる。そういったことによって、例えばぎくしゃくしていた親子の関係であったり御夫婦の関係であったり、そういったものがその中で癒やされていきますよということストーリー仕立てにしまして、何本かつくりました。そういった形で石垣島についても発信することによって、沖縄観光の魅力というものが一定程度伝えることができたかと考えております。

○山川典二委員 非常にこれは効果的だと思うのです。それで今、石垣の話ではあるのですが、こういうプロモーションビデオが世界中で見れるわけですから、ヨーロッパから一例えば香港に来て石垣島に来るとか、台北に来て石垣島に入るというような、そういうことです。さらに石垣島から離島に行くとか、そこまでを誘客の戦略的な観光戦略の中での見せ方、魅力の伝え方、そして相手はアジアはアジア、あるいはヨーロッパはヨーロッパ、あるのでしょうかけれども、これだけ魅力的なロケーションですので、ぜひアジア経済戦略構想の中

にもありますので、しっかりと力を入れてやっていただきたいし、知事に航空会社のトップセールスをさせたらいいですよ。その辺はどうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 海外の誘客というものは、戦略的にしっかりとマーケティング調査等を踏まえて効果的に進めていく必要があるということで、平成24年度に先ほど申し上げたBe. Okinawaの構築事業をやりました。世界18カ国地域でのマーケティング調査をベースに、例えば沖縄が観光地としてどのようなサービスが提供できるか、沖縄は海外でどのような受け方ができるかというようなこと等を議論しながら、そしてキーになりますコピー—キーコピーと呼んでいます、それをどう設定するか。例えば、ハワイというだけで皆さんハワイのイメージを持ちます。そしてタイですとアメージングタイランド、アイラブニューヨーク、こういう形で短いコピーでその観光地なりその地域をあらわす。その言葉として、我々が外国人の知恵も入れながら設定したのがBe. Okinawaです。このBe. Okinawaを、先ほど委員からございましたように、例えばアジア、ヨーロッパそれぞれ嗜好が違います。旅行に求める嗜好も違う。それに合わせてこのBe. Okinawaをキーにしながら文化や歴史を強調したり、あるいは青い海を強調したり人の暮らしを強調したり、こういった形でマーケットごとにプロモーションの内容をBe. Okinawaをキーにしながら工夫していく。そして、それぞれの地域で旅行者が手にとる情報のとり方が違います。例えば香港ですと地下鉄等でそういった情報をとることが多いとか、そういった部分が有効だとか、逆に上海になると地下鉄では余り有効でないとかがありますので、そういったメディアをどう使っていくかということも含めて、いろいろと工夫しながら進めております。そういった効果が相まって、急速に特に中国、香港、台湾、韓国については伸びてきましたし、我々、次の市場としては東南アジア、さらにはトランジットとしての欧米やオーストラリア、こういったところを開拓していくために今、海外の事務所を中心にきめ細かなセールス活動をやっていますが、大体形づくられてもう一押しという段階で、我々としてはぜひ三役にもトップセールスという形で対応できるように取り組みを進めているところであります。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第62号レンタカーを活用したドライバー委託事業を断固

阻止するよう求める陳情。白タクの問題ですけれども、3年くらい前から石垣地区では相当問題になっているのです。警察にも相談をしながらずっとやってきたのです。多分県のほうにも何回か来てはいると思うのですけれども、正式にこうやって陳情が上がったのは初めてですよ。これはとりあえずどんな状況ですか。どういう取り組みをされていますか。

○糸数勝観光振興課長 当該仲介事業者はインターネットにサイトを設けて、そこでドライバーが自由に登録して、そのドライバー登録を利用者が選んでやるということで、所管行政庁の沖縄総合事務局では、自動車を使用して有償で旅客を送客する場合は道路運送業の許可をとることになっているということで、この問題を現在、国で協議しているということです。

○砂川利勝委員 今回、私はたまたまこの港の近くに事務所を借りたのですけれども、私の事務所の前にも平気でどンドン車をとめるし、レンタカーをとめてわいわいがやがやして、たばこの吸い殻も全部そこら中に投げて、めちゃくちゃやっているのですよ。そういう中で取り締まりというのですか、今それがなかなかできないという現実なのです。ただ、普通運送業務というものは白タクで、前は軽貨物とかはすぐ捕まえることができたけれども、なかなかこれは法をクリアーいろいろ何かやったのかはわかりませんよ。ただタクシー業界も相当被害が出ているというのは事実なのです。このことに関しては、今、向こうが調べているという状況ですけれども、以前からそういう相談的なものは皆さんにはなかったのですか。

○糸数勝観光振興課長 このスタイルの事業というのは、初めてだと聞いております。

○砂川利勝委員 タクシー会社も死活問題ですよ、これは恐らく。ちらっと聞いた話では、タクシーに乗るよりこっちのドライバーをしたほうが金を稼げるのではないかと、そんな話もちらちら聞いたのですよ。ただ、やはりそういう違法性の疑いがあるということですよ、これは。早急に対応策をとらないと困ると思うし、こういうことがまかり通っても困ると。それと石垣地区の場合だったら、港の整理をする者がいないのですよ。ガードマン1人しかいないと思うのです。それも聞きました。那覇港の埠頭はそうではないでしょう。ガードマンは多分10名か20名かいると思うのです。その辺の内容というのはどうですか。石垣島もあれだけクルーズ船は頻繁に来ているのですよ。けれども1人

しかいないのですよね、この管理をしているのも。交通誘導するのは多分ガードマン1人です。那覇港は多分10名以上いるのではないか。どういう予算の配分がされているかわかりませんが、その辺は把握していますか。

○糸数勝観観光振興課長　ちょっと今、はっきりしたことはわからないのですが、港湾管理者の問題となると思いますので、これは確認をさせてください。

○砂川利勝委員　聞いたところによると、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローが那覇港は少し出しているのではないかという話を聞いたのですよ。だからやっぱりそういった予算配置ができるのであれば、そういうことも県がかかわっていますので、やっていかないと港のあちらこちらに車をとめて、船が置いてるところに車をとめて並んでいるのです、皆。この辺も警察が来たときはいなくなるような感じだけれども、まさに事件・事故が起きたときにどうするのと。要するに、外国から来るということに関しては歓迎しますけれども、皆さんも実態を一回見に行く必要があるのではないかと。あの光景はちょっと異常だと。そこは港湾管理者がやるかやらないかは別としても、皆さんがかかわる所管ですので、そういう現実というものは見たほうがいいです。余りにもひどいものがたくさんあるので。誘客するのも結構です。ただ、その後いろいろなクレームが来るので、そこら辺は聞き取り調査でもいいです。また現場に行ってみていただく。さっき言ったガードマンの件に関しても、同じ港の中で沖縄観光コンベンションビューローからもらってやっているという話も少し聞いたのですけれども、ただ予算の出どころがわかりませんけれども、そういうことも含めて対応していただきたいと思います。

○前田光幸文化観光スポーツ部長　現場を見るようにというお話でございましたけれども、今年度一度だけ入港時に私も現場に行ったことがございます。タクシーがずらっと並んでいる中で、気になる車列があったのは確かに記憶にございますけれども、ただ台数は今うろ覚えではっきりしません。先ほどから委員からございますようにジャスタビですが、これについては今、我々が確認している範囲では沖縄本島のみ営業になっておりますので、恐らく石垣地区でもし問題、課題があるとすれば、それはいわゆる通常の白タク行為ということになると思います。これはやはり所管行政機関でしっかり対応していただくということを我々も求めたいと思いますし、そういったことが起こらないような形で港湾管理をする必要があるのではないかということについては提起していきたいと思っております。

○砂川利勝委員 このジャスタビは那覇地区だけだと。宮古地区も同じような現象が起きているのです、白タクが。ここはきちっと精査するというのは重要なことですので、要するに県は所管というか地元任せではなくて、県もしっかりかかわっていかないと、地元だけでは対応できないところも出てくると思うので、しっかりとその辺は連携をとってやっていただきたいと思います。

○山内末子委員長 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時21分 再開

○山内末子委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 陳情第62号レンタカーを活用したドライバー委託事業を断固阻止するよう求める陳情ですが、今、年間の観光客はどれくらい来ていますか。

○前原正人観光政策課長 平成27年度の観光客数は793万6300人となっております。

○島袋大委員 そのうちレンタカー利用者の人数は把握されていますか。

○前原正人観光政策課長 人数については把握しておりません。

○島袋大委員 今、レンタカーの実態を含めて県としての把握はされていますか。

○糸数勝観観光振興課長 レンタカーにつきましては、空港における混雑等いろいろな問題がありますので、今年度レンタカーの利用の調査を行う予定にしております。

○島袋大委員 レンタカーに対しての事故件数というものは把握されていますか。

か。

○糸数勝観光振興課長 観光担当部局では把握しておりません。

○島袋大委員 県警察との連携で、そういう数字というものは把握されたことはないですか。

○大城吉孝交通指導課長 レンタカーの事故件数については今、手元に資料がございませんので、また後で提供したいと思います。

○島袋大委員 この陳情の内容はどのように理解されていますか。

○糸数勝観光振興課長 所管の沖縄総合事務局に確認しましたところ、普通、一般的に自動車を使用して有償で旅客を運送する場合は、道路運送法上の許可が必要だろうということで、今回はまだ許可をとっていないので、この条文に違反するかどうかということが議論されているということでございます。

○島袋大委員 この陳情の趣旨というのは、レンタカーを借りたお客さんが沖縄観光をしたいということで、ネット関係を確認して、観光ガイドか運転手か何かわからないけれども、その人たちを選んでレンタカーを運転させる。レンタカーは観光客が借りるわけですよね。運転手を観光客が探して運転させるわけですよね。私はそう認識していますけれどもいかがですか。

○糸数勝観光振興課長 はい、そのとおりです。

○島袋大委員 レンタカーを借りるときは、免許証も提示して保険にも入ります。もし、このレンタカーを借りた人たちが運転手を雇って、事故が起きた場合、この保険対応を含めてどういうことになるのですか。

○糸数勝観光振興課長 これについてはジャスタビのサイトを確認しますと、事故については依頼者の観光客になるので、それは保険に加入してくださいというような注意書きがございます。

○島袋大委員 ということは、この乗務員として雇われる人の保険という意味か。要するに借りる側がしっかりと保険に入ってくださいという意味ですか。

○**糸数勝観観光振興課長** はい、借りる側が入ることになります。

○**島袋大委員** 文化観光スポーツ部長。こういう実態を見てどう思いますか。

○**前田光幸文化観光スポーツ部長** 道路運送法である意味、想定がなかなかできなかつたような形の新しい業務形態だと思っています。一方で、運転免許を持たない方がFITとか、そういった方々が旅行するに当たってこういったサービスがあればということで、そういったニーズに応える形でできたと思うのですが、これについては、道路運送法の関係ではしっかりと整理が必要だと考えていまして、沖縄総合事務局にもしっかりとそこは御検討いただいているものと考えております。

○**島袋大委員** まさしくこれは、本店は要するに国土交通省一国交省で、国交省は認める認めないをなしにして、そういった形でほぼ認めるという形でいかないけれども、そうなっているかもしれないけれども、所管の沖縄総合事務局はなかなかこの辺がイエス・ノーと判断できないというような状況だと僕は認識しているのですが、いかがですか。

○**糸数勝観観光振興課長** 沖縄総合事務局に確認しますと、国交省一本省のほうで協議中だということで、回答はできないということです。

○**島袋大委員** ですから国交省一本省自体がそのように回答できないと言っている中を、今時点で業務をスタートさせているということ自体、私はいかななものかというようになるわけです。事故が起きた場合、この借りた側の保険を使って適用する。まあこれはいろいろな面でクリアできる可能性もあるかもしれないけれども、これだけ年間793万人の観光客が来て、沖縄の青い空、青い海、先ほどいろいろ出ていた文化も含めて楽しい意味で思い出づくりで来ている中で、嫌な思いをさせて帰るのかというのが非常に—これはまだオブラートに包まれた、まだ結果的にオーケーと出ていない案件だと僕は思っています。そういった意味を考えれば、県としてはどのように位置づけますか。やっぱり国交省、沖縄総合事務局の判断も確かに必要かもしれないけれども、今、適用としてはっきりとして判断されていない中でも業務はスタートしているわけですから、そういったことを考えれば、沖縄の観光立県との位置づけの中で、県が今言える立場ではないかもしれないというのは確かに理解できる面はちょ

っとはありますけれども、観光立県と声を大にして言っているのであれば、それは早急にちょっと確認事項もやるべきではないかと僕は思うのですけれども、どうですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 当該事業者の事業内容等については、我々も同社のホームページで確認できている状況のみです。詳細は権限を持った沖縄総合事務局でいろいろ把握をしながら、今検討しているということですが、委員からございましたような御懸念をされる部分等々、事例も含めてどんな状況にあるのかということについては、我々もレンタカー協会や事業者等ヒアリングなどをして把握には努めていきたいと思っています。

○島袋大委員 いや、私は悪いとは言っていません。しかし、この沖縄県を観光立県と位置づけている中でそうなった場合、何か言われた場合に、県の窓口に対していろいろ苦情等提言は来るわけですね、利用者側から。その辺を県側としては、これは国交省、沖縄総合事務局の判断を待っていますということと言ったら、行政としてあなた方は何をやっているのと言われかねないと思っていて、心配で今聞いているわけであって、その辺はしっかりと文化観光スポーツ部長が答弁されたように、この辺がもしそうなった場合ということも想定内で早目に議論は詰めていただきたいと思います。雇用形態含めても、タクシーの夜勤業務の方がタクシーなんて乗ってられないよという形で引き抜きではないけれども、自分で選べる業務体系の中で、できるのであれば夜間のタクシーをするよりはこれがいいということで、主婦層含めての動きが出ているという情報を得ています。その辺は沖縄県の今までの商工労働部を含めての雇用体系が若干一流れではないけれども、いろいろな面で変わってくる形態も出てくるわけです。そういったことも含めて議論して、位置づけはあるかもしれないけれども、そういったものをしっかりと商工労働部とも連携をとりながら、いい方向におさまるようにしていただきたいのですけれども、いかがですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 繰り返しの部分もあるのですが、委員からもございますように、レンタカーを利用した形態というものは沖縄観光にとっても重要な柱になっています。我々が所管するしないにかかわらず、そういったレンタカーにかかわる観光客の満足度という面で見ると、我々としても決して看過することなく、事例についてはつまびらかにできる部分をしっかりと把握していきたいと思っています。

○大城吉孝交通指導課長 先ほど島袋委員からレンタカーの事故件数のお話がありました。それについては平成27年、年間181件です。これはレンタカーの貸渡事故ということでありまして、死亡事故の発生はございません。レンタカーについては観光客かどうかということではなくて、車両番号「わ」、「れ」登録での事故の合計になります。

○島袋大委員 今、数字を聞いても181件というデータが出ていますから、その辺のレンタカーの年間の台数も含めて調査をされるとおっしゃっていましたから、レンタカーの調査—これだけ観光客が来て、レンタカーの利用者がどれだけいるかというものも把握していただいて、事故件数と照らし合わせて、何らかの対策ができるような体制ができると思いますから、よろしくお願ひしたいと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 請願第4号ウインタースポーツ育成に関する請願の件でお伺いいたしますけれども、沖縄県アイスホッケー連盟は公益財団法人沖縄県体育協会に加盟しているのですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 はい、沖縄県体育協会に加盟しております。

○西銘啓史郎委員 沖縄県体育協会の年間の予算を教えてください。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 県から沖縄県体育協会に出している補助金等にかかわるものとして、国体への委託料としまして平成27年度が1億1139万5000円が総事業費になっております。他に競技力向上など、もろもろの補助金にかかる形で1億3171万4000円で、トータルしますと2億4310万9000円が県からの補助金、委託等関係となっております。

○西銘啓史郎委員 各スポーツの連盟がありますけれども、今の2.4億円はベース案分されていますか。どのような配分方法ですか。

○瑞慶覧康博スポーツ振興課長 国体の派遣費につきましては国体の強化の派

遣する人数というものが決まっていますので、その分のかかる旅費や宿泊費、そういう形での必要経費をやる形になっております。それから競技力につきましてはいろいろと配分方法がありますが、基本的には一律に配分するものと、それから前年度におきます国体における点数による配分、各5年分の点数における配分、3つくらいの項目をつけて配分している形です。

○西銘啓史郎委員 詳細は別として、私の意見としては、このような内容は別としても育成するしない、各連盟へのその配分の仕方が、目に見えないところで誰かのさじかげんで変わっているのかが気になるものですから、きちりその辺も県として見ておいてほしいということが1つ。メジャー、マイナー関係なく、やはりスポーツを育てるといのは大事なことだと思うので、この辺の育成をするための最初の支援金のようなものはきちり持っていたほうがいいと思うということで、2つ意見を言うておきます。

次は、陳情第77号沖縄通訳案内士育成研修に関する陳情とありますが、沖縄振興特別推進交付金を使っているということですが、予算と執行額を教えてください。

○前原正人観光政策課長 平成28年度の予算額は4549万9000円となっております。平成27年度の決算額は4087万2000円です。

○西銘啓史郎委員 通訳案内士の資格を取得した人数、今まで累計で何名でしょうか。

○前原正人観光政策課長 沖縄特例通訳案内士につきましては英語が79名、中国語が163名、韓国語が34名、合計で276名となっております。

○西銘啓史郎委員 その方々の働く場というのは、例えば資格は取って働く場所がないとか、その辺はどう把握をされていますか。

○前原正人観光政策課長 就業形態として専業の方、兼業の方、未就業の方それぞれおられます。全国的には平均で25%程度となっております。沖縄県の場合は就業されている方、専業と兼業を合わせると48.3%となっております。

○西銘啓史郎委員 この比率は高いと思いますか、低いと思いますか。

○前原正人観光政策課長 全国と比べると高いですけども、まだまだ低いと思っています。

○西銘啓史郎委員 これは働き手がないのか、それとも資格は取ったけれども働かないのか、需要がないのか、どちらだと見ていますか。

○前原正人観光政策課長 就業しない理由について聞いておりますけれども、その中では本業が忙しい、一定の収入が見込まれない、仕事の機会がない、自身の能力に自信がないとさまざまな理由が挙げられております。

○西銘啓史郎委員 先ほど観光立県という話がありましたので、私も観光立県の基盤整備をしたいと思っていますのですけれども、大変いいことだと思うのですが、1人9万3000円も払って資格を取得して、働きたくても働く場所がないというケースと、自分の都合の場合はいいのですが、やはりせっかくこういったつくったものを活用できる仕組みがないともったいないと思うのです。先ほど予算も平成28年度4500万円、平成27年度決算で4000万円という金を使っているわけですから、資格を持った方がきっちり働ける場所、そういう環境づくりというものも県でしっかりしていただきたいというのが1つ。受けている方の年代などわからないので後でいいのですが、男女の比率とか、年代別の比率とかあると思うのですけれども、後ほどでいいので資料として下さい。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 陳情第54号「しまくとうば教育センター」の設置要請を受け入れた学校教育を行わないよう求める陳情について、陳情者の主張に対する回答として、1点目にしまくとうばが言語か方言かということについては、国も明確な見解をしていないと。その観点、皆さんはどういった認識に至っているのかという点でお答えください。

○茂太強文化振興課長 この件については国会で答弁がなされていて、ここに書いてあるとおりですけども、県としてはあくまで議員立法でしまくとうばの日として条例制定した観点から、しまくとうばとして普及させていこうと、各地域地域でしまくとうばを普及させていこうという観点で考えています。

○瀬長美佐雄委員 今、しまくとうばを残していくことが、ウチナーンチュのアイデンティティーを継承させるという意味で重要だという立場に私も賛成するわけですが、このしまくとうば普及推進計画という10年計画をどう位置づけるのかと。処理方針でいえば平成28年度から3年間は普及促進を図る期間だと。では、最終年度までにどの程度の目標を持った計画なのか伺います。

○茂太強文化振興課長 まず、しまくとうばの普及推進計画なるものは、沖縄文化の基層であるしまくとうばを次世代にちゃんと継承していこうという目的でつくっております。10年間というのがこの平成25年度から平成34年度。前期としまして、平成25年度から平成27年度までは県民の機運醸成を高めていこうと。しまくとうばに親しみを持たせるという意味で、挨拶運動などそういった取り組みをしております。中期計画としましては、平成28年度から平成30年度まで。これは県民への普及促進という意味で、各地域に県民運動を普及していく。各離島も含めて各島々、各地域地域でいろいろな言い回しや言葉使いがありますので、そういった地域で普及させていこうというものになります。後期については平成31年度から平成34年度までの4年間として、県民への定着という形で位置づけて積極的な活用をさせていただこうという取り組みであります。数値目標としてつくってあるのですけれども、まず平成25年度に県民意識調査ということで調査をしました。そのときはしまくとうばを使う人一使う人といっても、主にしまくとうばを使う人としまくとうばを共通語と同じぐらいに使う人、もう一つは挨拶程度に使う人、この3パターンを合計しましたら58%という結果が出ています。これを10年後には88%、いわゆる30%増という形で目標を設定しているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 後世に残すという点でいえば、単なる普及、お互いに使えるようになりましょうということにとどまらないで、一定程度、研究—実際、大学には言語として研究されている方もいらっしゃると思いますが、そういった分野の研究成果をより県民に、要するに連携をとれるような形の仕組みが必要ではないのかと。当然、離島は離島、先島、それぞれの地方における独特な—というか違いがあって、それ自体も研究し、保存し—というか継承するという点では、こちらはやはり研究機関あるいは大学との連携、そういった蓄積をまた普及する分野、機関—というのが求められると思うのです。そこについての皆さんの考え方を伺います。

○茂太強文化振興課長 まず、この普及という意味では、我々話者の育成とい

うことで各地域地域で話者の育成もしていますし、先ほど委員からお話がありました研究者ということで、このしまくとうばの推進計画なるものもそもそも研究者も入れてつくっているところでございます。また、今後普及させるという意味では、ちゃんとした言葉で交わすのもそうですけれども、表記法としてきちんと各地域でどういった表記になるかという、そういったものも研究しようと、今年度から委員会も立ち上げて研究していくつもりでございます。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに予算ですが、どの程度かけた計画ですか。

○茂太強文化振興課長 平成28年度の当初予算で5418万5000円となっております。

○瀬長美佐雄委員 ことし、世界のウチナンチュ大会が開かれると。言語として研究されている皆さんは、いわゆるウチナグチが残っている海外の移民の地域で生きている言語を研究しているという話をよく伺うわけですね。ですから、そういった研究に寄与するかかわり方が行政として求められるのではないかと。個人の研究の分野にとどめないで、その研究に県としても行政的にしっかりとバックアップするというようなかかわりが求められているのではないかと思います。その視点ではどうですか。

○茂太強文化振興課長 まさしくおっしゃるとおりでして、研究者のさまざまな、例えば首里方言にだけ特化してやっている研究者もいれば、各地域を研究している学者もいます。そういった意味でいえば、我々としてはいろいろな研究者からの調査も踏まえながら、調査もする予定になっています。

○瀬長美佐雄委員 次は、陳情第52号「世界ウチナンチュの日」の制定を求める陳情について伺います。世界ウチナンチュの日ですから、特定されると思うのです。ちなみに移民のかかわりで友好協会、例えば沖縄パンアメリカン連合会は毎年6月18日を海外移住の日と定めているようですが、移民の日だということで、毎年日を設けて集まっている企画を続けて一私もそれにかかわっていますが、さまざまな県内外の方から意見を聴取して、日を定めることや意義などということで現在進行中だと思いますが、どのような幅広い皆さんから、どのような形で集約をされているのか伺います。

○川上睦子交流推進課ウチナンチュ大会事務局長 ウチナンチュの日の制

定について県にも意見書が出されておりますので、ウチナーンチュ大会事務局としては、大会期間中に制定の日を宣言できるように、今、海外の県人会を通してアンケートを行ったり、県内の国際交流団体、海外県人会の子弟の方を受け入れている海外県費留学生、市町村に派遣されている市町村の研修生、またそのOB、OGの方たち、海外県人会の若手のウチナーンチュの方たちにアンケートを、今お願いしているところです。それで日についても、どの日がいいかというような提案を受けている、意見を聞いているところです。

○瀬長美佐雄委員 ハワイはハワイに最初に移民が来た日だと主張し合ったら、收拾がつかないのかという思いもあって、今、確認しました。実は、移民史について県民が理解を深めると。何のためにこの世界からウチナーンチュを5年に1回招いて、みんなでアイデンティティーを確認して、今後の沖縄の発展につなげようかという時点まで来ていると思います。ただ、根本のところの移民のなぜ移民が沖縄から海外に移住してという歴史的な背景や、現在の到達を県民にも正しく伝えるということが前提にあって、その後、百数十年たった子孫が集えるような到達になってきたというような、ここの取り組みは重要だと思うのです。ですから、何のために世界のウチナーンチュ大会を開くのかということとの兼ね合いで、そこの意味する移民の歴史を学ぶという取り組み等々について、具体的にはどういう実践がされているのか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 今、委員からございましたように、1899年の年末にハワイへの移民が発発して、1900年に着いたといったことがありました。移民県として多くの移民を海外に送り出した沖縄の当時のいろいろな事情やこういったことを含めて、移民史をしっかりと後世に、お互いが共有しながら伝えていくことがすごく重要だと思っています。世界のウチナーンチュ大会は、そういった移民された方々、移住された方々に対するそういったたえ、そしてそれを後世につなげていくという大きな目的を持っていますが、県ではこれまでウチナーンチュ大会に合わせて、博物館で移民資料展を開催してきました。今回は、今、委員からございましたが、仮称ですが「世界ウチナーンチュの日」を制定するに合わせて、やはり改めてもう少し移民の歴史についても、そしてウチナーンチュ大会の意義、あるいはウチナーネットワークの継承の意義についても、改めて少し強化した形で県民に周知が図れないか検討してみたところです。

○照喜名一文化スポーツ統括監 沖縄移民の歴史教材というものを県内にある

沖縄NGOセンターというところがつくってしまして、私もその制作にかかわったのですが、大会のイベントの中でレッツスタディーワールドといって、県内の学校一前回はやったのですが、100校1万人の子供たちを巻き込んだ展開をしております。今回もレッツスタディーワールドの中で、沖縄の移民の歴史教材、これはアジア移民、南米移民、北米移民、それぞれ移民の形態が違います。ボリビアも政策移民、琉球政府が行ったりして、それぞれの移民を写真を使って、写真を見てどのように考えるかというところから始まった体験型の教材もつくってしまして、それを活用して移民に対する理解を深めるといった、そういう活動もあわせて行っているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 実は、沖縄の現在を知る上でも、戦前の状況、困難な中で戦前に移住されていった皆さん、戦後米軍統治下の困難な中で政策的に行かされた一まあ行かされたという表現はまずいのですが、そういった選択肢があって海外に行かれた。その時期時期に対する移民の皆さんの苦勞の度合いも違っているわけです。それはまさに戦後の沖縄の歴史と表裏一体な分野になっていると。ただ、移民をされた皆さんが全国で州知事なり、政界でも活躍されるような子孫が出てきている。またこれはこれとして、今後の沖縄の発展にもネットワークを結ぶという財産になっている。ですから、伝えたかったのは5年に1回というスパンなので、その都度都度、また一から移民の歴史を地域地域で教えるということではなくて、蓄積された中でこの世界のウチナーンチュ大会を迎えると。あるいは5年待ちにならずに継続的な連携を持った中で、5年後に集大成として世界のウチナーンチュ大会が実りあるものになると。そういった観点でのかかわり方が必要ではないかという要望的なものですが、そんな観点で取り組み強化していただけないかと思いますが、いかかでしょう。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 大規模なウチナーンチュ大会というのは5年に1回ですが、今、委員からございましたように、しっかり継続的に移民のことについて、そして世界のウチナーンチュのことについて理解をみんなで共有していく。それはすごく大事だと思いますので、今後、その方向に向けて取り組みを検討したいと思います。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 先ほど西銘委員が触れていました、陳情第77号沖縄特例通訳案

内士育成研修に関する陳情の件についてお聞きいたします。この事業の実施予定はいつまでですか。

○前原正人観光政策課長 平成33年度となっております。

○金城勉委員 これは中国語、韓国語の2カ国語、それともそれ以外にもありますか。

○前原正人観光政策課長 英語も含めて3言語でございます。

○金城勉委員 この応募者というのは日本人だけですか。

○前原正人観光政策課長 一定の要件はございますが、外国人にも開いております。

○金城勉委員 その数の内訳、現在把握しているものの中でわかりますか。

○前原正人観光政策課長 平成27年度の資格取得者77名のうち、英語コースの15名は全て日本国籍でございました。韓国語は5名、全員韓国籍です。中国語は日本人が8名、帰化された方が25名、外国籍の方が24名、トータルで57名という結果でございました。

○金城勉委員 平成33年度までの事業実施によって、皆さんが目指す通訳案内士の確保というのはほぼ確保できるという見通しですか。

○前原正人観光政策課長 言語ごとにばらつきはあるのですが、目標としまして現在、この事業においては中国語が300人、韓国語が50人、英語が100人という目標を持っております。それに対しまして現在中国語が163人、韓国語が34人、英語が79人という形で、中国語が若干数が足りないといえますか、現時点で目標の54%という状況になっております。

○金城勉委員 平成33年度まで継続して実施すれば、ある程度の見通しは立つということになりますか。

○前原正人観光政策課長 それに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

す。

○**金城勉委員** ちょっとまた角度を変えて、できましたら教えていただきたい。中城湾港にことしからクルーズ船が入港しているのですけれども、その便数、客数という数字はわかりますか。

○**糸数勝観観光振興課長** 平成28年における中城湾港への寄港は12回を予定しております。

○**金城勉委員** 便数と実績は。

○**糸数勝観観光振興課長** 12回を予定しています。6月までに既に6回入っております。

○**金城勉委員** その人数の実績について後で資料を下さい。この6回の入港で皆さん来ていただいているのですけれども、どういう観光をされているかわかりますか。

○**前田光幸文化観光スポーツ部長** 中城湾港に入港しているリブラ号でございますけれども、先ほど人数について後ほどということだったのですが、おおむね1000名前後で毎回乗員乗客になっていると記憶しています。観光コースについては、7.5時間から9.5時間くらいの間で5コースほど設定されていたのではないかと思います。それは南部、中部、北部、満遍なくコースが設定されていると聞いています。

○**金城勉委員** 今年度から中城湾港に初めてクルーズ船を受け入れするという事で、地元の人たち、関係者の皆さん非常に大きな期待を抱いて迎えているのですけれども、ただ現場にいて、具体的にすごい観光客だと、具体的に目に見えて素晴らしい新しい動きが出てきたという実感が無いのです。どこをどのように回っているのか、その辺のデータも含めて資料としてあれば提供していただきたい。まず、この資料はありますか。

○**糸数勝観観光振興課長** 今は持ち合わせていません。後ほど提供したいと思います。

○金城勉委員 これだけ期待されて受け入れているけれども、これが具体的にどういう形で地域に貢献できているのかいないのか。その辺のところも細かく見てみたいという思いがありまして、ぜひお願いをしたいと思います。この辺のところでは文化観光スポーツ部長、どのような感触をお持ちですか。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 クルーズ船の寄港に関しては、寄港時間がいわゆる七、八時間から九時間余りという短い限られた時間の中で、主に観光バスなどで周遊されるわけですけれども、宿泊を伴わないというところの中で、1人当たりの消費額調査をしますと約2万5000円程度になっています。主にショッピングが中心なのかと。あとは観光施設への入場に伴う施設入場料、あとは食事代等が中心になっています。一方で、またタクシーを利用される方も少なくありませんので、タクシー事業者にとってはそういった部分でかなり効果が出ているような声も聞きます。短い滞在時間の中で2万5000円というところについては、相当程度の効果はあると見ています。

○金城勉委員 では、お願いした資料は後で提供をお願いします。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 陳情第45号の2平成28年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に関する陳情の北部地域へ修学旅行を促進するため、観光バス及び船運賃の助成を支援することですけれども、処理方針にあるとおりではあると思うのです。実情をまず把握して、ほかの地域とのことも考えながら検討していく。そのままでいいのですけれども、気になったのは、実情はどれくらい深刻なのかというものが見えなくて、現状として把握している部分、県としては修学旅行の推進委員会なども設置して議論をしていると思いますので、バスの運賃が上がっているというのも県民みんな感じているところですので、修学旅行として例えば伊江島、国頭村、県内では民泊の部分では先駆者ですので、その辺の影響を考えた場合にはいろいろ難しいけれども、現実として具体的に今、県の内部でどういう議論になっているのかお願いいたします。

○糸数勝観観光振興課長 修学旅行につきましては、北部地域で先進的な取り組みがされまして、非常に効果が出たということで現在、県内多くの受け入れ団体がございます。そういうことで、ある意味誘致の競争も激しくなっていると

理解しています。その中で、それぞれの団体の自助努力というものも大変重要ですし、県がやるべきところはどこなのかということも含めてこれから詳細に調査して、この新運賃によって北部地域でどれくらいの影響があるのか調べてみたいと考えております。

○大城憲幸委員 我々もこの陳情でこれから勉強していくところなのですが、けれども、例えば県内で修学旅行の民泊といえば伊江島ですけれども、向こうあたりの運賃、船賃ダブルで厳しいとするのであれば、特に修学旅行の場合には、普通の旅行者と違って予算が決まっていると聞いているものですから、そこで非常に危機感を持っていると。バス賃の高騰という話もあるのですが、その辺については個別に何か相談や修学旅行協議会の中で議論があったとか、そういうものは今のところまだないのですか。

○糸数勝観観光振興課長 沖縄県の修学旅行というのは航空機によっております。鉄軌道がないものですから、その中で沖縄県としては航空会社に修学旅行運賃というものを引き下げてくれといったお願いや、あるいは今、各都道府県で上限額というものを設けています。それも金額で何万円以下とかというような打ち方もあるのですが、都道府県によっては保護者に負担がないようにとか、その範囲内などいろいろな打ち方があります。そういった中で金額を明確に打っている部分については、沖縄の交通費の割合というものは非常に高いものですから、そのあたりはこれから修学旅行協議会の中で話し合いをしまして、要請等を行うのか等を議論していきたいと思っております。

○大城憲幸委員 この通りだと思いますので、地域間でいろいろ競争している中でどう応援できるのかというのは難しいところですが、まず実情の把握からぜひ早急にお願いします。

陳情第62号レンタカーを活用したドライバー委託事業を断固阻止するよう求める陳情。先ほど両委員から議論がありました。3年前から石垣地区ではいろいろ問題になっているという議論を初め、県がどう主体的に動いているのか見えないというような趣旨の議論があったと思います。基本的に趣旨は私も一緒ではあるのですが、この陳情者が抱えているこれまで沖縄の観光を支えてきた観光タクシーの皆さん、頑張ってきた皆さんが、この白タク行為をいとするのであればタクシー事業を根幹から否定するようなものだとということで、非常に強い危機感を感じるわけです。それに対して対応というものが、国がどういう判断をするのか、その動向を注視して検討しますという部分で終わ

っているものですから、感じるのは、先例がないから、事例がないから国は判断できませんなんて話が出てくる可能性もあるわけです。そうなった場合は、やはり県としてそれは条例を制定してでも沖縄の安全は守らないといけない、観光客の安全は守らないといけないというように早急に動くべきではないかと単純に感じたわけです。その辺でこの課題について、県がいつごろから非常に疑わしい事例がある、これは問題が起きるのではないか、その辺を問題として感じていたのか議論があったのか。その辺を簡単に説明願いますか。

○糸数勝観観光振興課長 沖縄観光におきまして、タクシーというのは非常に重要な交通手段と考えております。例えば運転のできない中国人の方々がタクシーを利用される、あるいは高齢者、障害者も利用されるということで、なくてはならないものだと考えております。昨今では修学旅行のグループ学習でも利用されております。そういったことから沖縄観光にとっては非常に重要だということで、今回の事例につきましては、所管する行政庁で判断が出ていない中で、沖縄県で言及するのは非常にまずいところもあるのかということがありまして、具体的に判断が出たところで県としてどうするべきかを考えていきたいと考えております。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 法的な判断については、これは所管行政庁が下すところを注視していきたいということですが、先ほど島袋大委員の御質疑に答弁させていただきましたように、実情という部分は把握する必要があるだろうと。そしてどういった判断が出るかにもよりますが、それに応じた観光推進をする立場からどういったことができるのか、やるべきなのか。こういったことについては、それが可能な限り速やかに対応できるように、今後情報収集をしていきたいと思っています。

○大城憲幸委員 今回、陳情は2点ですよね。とにかく徹底して調査してくれと、現状を確認してくれという部分と、違法性がある場合は、当然ですけども指導してくれといったところですけども、私はやはり早急に徹底した実情調査を進めるべきだと思うのが1つ。もう一つは、やはり県民感覚として、行政というものは何か事故がないと動かない、何か問題にならないと動かないというイメージが役所に対してあるわけです。そういう意味でも、こういう現場の皆さんの声に先に先に動くような体制に変える必要があるのではないかと常に感じているものですから、そういう意味で、今言った国が判断しないと県は動きませんよというような部分については、それは地方分権も進む中で率先し

て、先ほど議論があったように観光立県沖縄、何か問題があっただけからではなくて、条例を制定してでも我々は動くよというような姿勢が大事かと思えますけれども、まずは1点目に言った現況の徹底した調査、早急な調査からスタートかと感じたものですから、その辺について早急に取り組んでいただきたいと思いますが、所見を最後をお願いします。

○前田光幸文化観光スポーツ部長 これまでは主に同社のホームページなどで業務形態、登録者数等について把握をしてきたところですが、国で適法等について今、判断・検討がされている中で、県としましてもレンタカー協会、観光事業者等々、情報をいろいろ持っていらっしゃるでしょうから、そういったところから現況はどうかということについて、ヒアリングするところなどから始めていきたいと思っています。

○山内末子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

先ほど委員から資料の請求がありましたので、早目の提出をお願いいたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○山内末子委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決等について協議)

○山内末子委員 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず初めに、乙第2号議案沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の条例議案1件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案の条例議案1件は原案のとおり可決されました。

次に、乙第7号議案車両損傷事故に関する和解等についての議決議案1件を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案1件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第7号議案の議決議案1件は可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、請願等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします

(休憩中に、本委員会の所管事務調査についてに係る議題の追加について協議した結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務の調査については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、所管事務の調査についてお諮りいたします。

本委員会の所管事務調査事項は、お手元に配付のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件及び陳情4件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

意見の一致を見たときは、本件を議題に追加し、諮ることといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程についてに係る議題の追加について協議した結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

視察調査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程について協議した結果、別添視察調査日程案のとおり実施することで意見の一致を見た。)

○山内末子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、お手元に配付してあります案のとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内末子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、海外視察のテーマ、視察先について意見交換が行われた。)

○山内末子委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 山内末子